



プーフェンドルフの法思想・素描

櫻井, 徹

(Citation)

国際文化学研究 : 神戸大学国際文化学部紀要, 10:25-48

(Issue Date)

1998-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81001200>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81001200>



プーフエンドルフの法思想・素描

桜井 徹

一 プーフエンドルフの生涯^①

神学徒から自然法論者へ

一六三二年、奇しくもロックとスピノザもまた誕生したこの年の一月八日、ザムエル・プーフエンドルフは、ザクセン選帝侯領のケムニッツで、代々ルター派の牧師を務める家に生れた。時はあたかも三〇年戦争のさなかであり、彼自身やその家族はそれにより直接の被害を受けなかったにせよ、ザクセンでもしばしば繰り広げられた戦いの惨禍は、幼いザムエルの脳裡に深く刻みこまれたにちがいない。彼がのちに、国家の最高権力を握る君主に対する人民の抵抗権を肯定するのに消極的だったのも、このことと無関係ではないであろう。

一六五〇年、ザムエルは、牧師である父親の意向に沿って、神学を学ぶべくライプツィヒ大学に入学する。しかし、すでにグリーンマの王立学校で古典に深く親しんでいたこともあり、さまざまな学問に興味を覚えていた彼が、ルター派内部の抗争によって機械的なドグマティズムに墮していたライプツィヒの神学に満足するはずもなかった。

ライプツィヒでは大学で触れ得た（神学以外の）あらゆる学科に熱中したのち、一六五六年、イエナ大学へ移り、そ

ここで彼は、方法論上きわめて大きな影響を与えられた人物、数学教授エアハルト・ヴァイゲルにめぐり合うことになる。カルテジアニズムと自然法論との方法的統合を提唱するヴァイゲルに触発されて、プーフエンドルフは、理性への信頼に依拠する包括的・体系的な規範学たる自然法論の構想へと向かっていったのである。

一六五八年に、当時すでにスウェーデンで外交に携わっていた兄エザイアスの周旋で、プーフエンドルフは、コペンハーゲン駐在のスウェーデンの外交官コイエットの家の家庭教師の職を得る。しかし、着任したばかりのこの年の八月、休戦中だったスウェーデンとデンマークは再び戦火を交え、そのあおりで彼はコイエット家の家族とともに八か月間監禁されるはめになる。この監禁中、全く文献を取り上げられた状態で執筆されたのが、『**『普遍法学原理』**』である。彼の法学関係の文献中、この著作には、演繹的・幾何学的手法を用いようという意図が最も鮮明に現われているが、のちの名著『**『自然法と万民法』**』と比較すると、内容的には多くの主張を先取りするとはいえず、緻密さや構成においていささか見劣りがすることは争えない。

一六六〇年、ハーグで『**『普遍法学原理』**』は出版された。同書が献呈されたのは、ドイツ・カルヴィニズムのリーダー、プファルツ選帝侯カール・ルートヴィヒであったが、彼は同年、プーフエンドルフをハイデルベルク大学哲学部の**『万民法』**・文献学の講座に招聘した。ちなみに、大学において「**『万民法』**」の講座が開設されたのは、この時が初めてであった。彼はそこで、最高権力を握る単一の主権者が存在しないドイツ帝国の現状を嘆く『**『ドイツ帝国国制論』**』を執筆し、匿名で出版する。一六六七年、スウェーデン国王カール十一世が、新設されたルンド大学の法学部に、**『自然法・万民法講座』**の教授として招いたとき、プーフエンドルフは、ハイデルベルクでのポスト上の不満も手伝い、これに応じ、一六七七年にスウェーデンの宮廷史料編纂官に任ぜられるまで、この職に留まった。そしてこの間に、彼の代表作となる『**『自然法と万民法』**』(一六七二年)と、その要約である『**『自然法に基づく人および市民の義務』**』(一六七三年。以下「**『人および**

市民の義務」と略記する）とが出版されることになる。しかし、とりわけ「人および市民の義務」の序文で明らかにされた、「自然法」を「神学」から独立させようとする、換言すれば、「法」を「既存のキリスト教道徳」から分離しようとする、その態度は、ルンド大学の同僚を初め多くの神学者たちから厳しい弾劾を受けることになる。

自然法から歴史学へ

一六七六年にデンマーク軍がルンドを占領するという事件をきっかけに、プーフエンドルフは新たな知的キャリアを歩み出すことになった。つまり、これを機にカール一世はプーフエンドルフを宮廷史料編纂官兼國務次官に任命し、プーフエンドルフはこれ以後、その余生を歴史学と宗教論にささげることになったのである。プーフエンドルフの歴史学とりわけ国制史やヨーロッパ外交史に対する関心と素養は、すでに、彼がルンド大学で行なっていた国制史に関する講義のうちに表示されていたが（のちにそれはまとめられて『現代ヨーロッパの偉大なる諸帝国・諸国家の歴史入門』という表題で刊行された）、彼の活動領域の変化がこのポストへの就任によって加速されたことも、また疑えない。

彼はこの時期、フランスとの長期の政治的同盟がスウェーデンに不利益をもたらしたことを論ずる覚え書「スウェーデンとフランスの同盟の誘因に関する論説」（一六八〇年）を執筆したり、また、彼自身が仕える君主や国家への忠誠と歴史家として真実を伝える責務との矛盾に悩みつつ、『グスタフ・アドルフ王のドイツ遠征からクリスティーナの退位に至るスウェーデン史注解』（一六八六年）という国制史の業績を残す。宗教論の領域においては、ルイ十四世のナント勅令廃止に刺激され一六八七年に上梓された『キリスト教の市民生活への関係』は、プロテスタントの君主に対する助言という性格をもつ一方で、自然法原理を宗教問題に客観的に適用しようという意図をも有していた。

同書が献呈された、プロイセン大選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムの熱心な招きに応じ、一六八八年には二〇年余

のスウェーデン生活に別れを告げ、ブランデンブルクの宮廷史料編纂官に就任する。金銭上の不満もあったが、プーフェンドルフがスウェーデンの過去について客観的な視点から下した批判がプーフェンドルフに対する宮廷内の不信や敵意を喚起したことが、彼がストックホルムを去る決心をした最大の理由であった。その不信たるや、とりわけプーフェンドルフと大選帝侯が合意に達した一六八六年以降は、彼の書いた「スウェーデン国王カール・グスタフの執政に関する注解」の草稿を国外で印刷するために持ち出すことすら、禁ぜられてしまったほどなのである。

こうして晩年の六年間、プーフェンドルフはベルリンで歴史学と宗教論の研究に従事し、一六九二年までに「ブランデンブルク大選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムの執政に関する注解」と「祭官団による神聖なる法」の原稿を完成させていた。これらはいずれも死後出版されることになるが、前者はプロシアの側から当時のヨーロッパ外交史を描いたものであり、後者は、すでに「キリスト教の市民生活への関係」のなかで示されていた制度宗教への彼の関心を「神学」のかたちで構築したものである。

以上からみてとれるように、プーフェンドルフの後半生は、バトロンと安定したポストを求めて、プロテスタントの啓蒙君主を渡り歩くことに終始したものであった。このことが、三〇年戦争の記憶と並んで、プーフェンドルフをして君主権力の絶対化へと傾けた一つの要因だとみえることは、もちろん可能である。しかし、プロテスタントの自然法論者としてカトリック教会勢力から世俗的権力を剥奪しようとした（換言すれば、道徳神学から国法を解放しようとした）プーフェンドルフにとって、プロテスタントの君主による保護は、必須の知的環境であったということも留意されねばならない。

とはいえ、このような生き方こそが、晩年のプーフェンドルフの立場を難しくしたことも確かである。とりわけ、彼がほぼ同時期のヨーロッパについて、スウェーデンの側からも、プロシアの側からも、外交史を書かねばならなくなっ

たことが、事情を複雑にした。両国家ともに、自国の外交史について検閲を要求したのに加えて、他方の著作の内容について、ある程度の介入を試みたからである。プーフエンドルフは結局、一六九四年春、カール一世の要請もあって、スウエーデンに留め置かれたままの「スウエーデン国王カール・グスタフの執政に関する注解」の手稿を請け戻し、ドイツで出版するために、海路ストックホルムへ赴く。目的は果たされた。すでに年老いたこの学者は、スウエーデン王室による出版許可とともに、手稿の写しを手にして、帰国することができたのである。国王からは、スウエーデンの男爵位も賜与された。しかし、多年の勉強はこの老大家の体をすでに旅行前から蝕んでいたのだろうか、彼はまもなく塞栓症を思い、奇しくも半世紀前のグロテウスと同じように、ストックホルムからの航海ののち、一六九四年一〇月二四日、ベルリンで永眠するのである。

二 プーフエンドルフの法思想

法の概念と社会性

右にも紹介したように、プーフエンドルフは、法学に関しては、比較的そのキャリアの初期に三つの著作を発表しているが、ここでは、彼の代表作である「自然法と万民法」を主にとりあげ、彼における法 (*lex*) の概念、「社会性」、そしてとくに、彼のいう「条件的自然法」を中心に、プーフエンドルフの法思想の歴史的・理論的意義を論ずることとしたい。

まず、プーフエンドルフは、「法」一般を、「法とは、上位者が、その服従者を、後者が自らの行為を前者の指図に合致させるよう義務づけるための命令 (*decretum*) である」と定義する (*JNG*, 1.6.4; *OHC*, 1.2.2.)。ホップズの影響下、

プーフエンドルフの「法」概念には、上位者とその服従者という垂直的・位階的構造が不可欠の要素となっている。プーフエンドルフにあつては、「法は、必然的に上位者を前提とする」(JNG, 2.3.19.) なののである。

この「法」は、「自然法」と「国法」とに大きく区分されるが、このうち、まず「自然法」について、プーフエンドルフはどのように性格づけていたのだろうか。彼によれば、自然法の基礎は、正しい理性が、人間の自然(natura)、状況(conditio)、そして性向(inclinatio)を精密に観察することによって発見することのできるものである。すなわち、人間は強い自己愛をもち、悪意によって他者に損害を与えやすい。その一方で、それじたい「微力」な存在で同胞の助力なしには自己保存すらままならず、かつ、相互の便宜を促進するには適している。したがって、このような動物が、安全を保ち、自らにふさわしい生活を享受するには、人間は「社会的」でなければならない。プーフエンドルフはここから、次のような「基本的自然法」を導いている。

「人間は、できるかぎり、人類全体の性質と目的に合致する、他者に対する穏やかな社会性(socialitas)を養い、保持せねばならない。」(JNG, 2.3.15.)

この基本的自然法のコロラリーとして、ある「目的」に人間を義務づける者はその目的を達するために必要な「手段」へもまた義務づけるから、「自然法により、この社会性に必然的に資するすべてのことが命ぜられ、社会性を乱すあるいは損なうすべてのことが禁ぜられる」(ibid.) ことになる。

ここでいわれる「社会性」とは、具体的には、どういう事態を指しているのだろうか。プーフエンドルフによると、それは、家族、氏族など狭い個々の社会集団にかかわるものではなく、お互い人間であるということのみにもとづいて、財と扶助を人々の間で相互交換することによって、われわれの生活を(物質的にも)いっそう豊かにすることを意味している(JNG, 2.3.18.)。ここで念頭におかれているのは、中世的な共同体内部での相互扶助よりも、むしろ、普遍的

な市場社会における私有財産の交換だとみるべきである。なぜなら、神の命ずる「社会的生活」は、人間にとり自然な「自己愛」を満たすことと全く矛盾しないからである (JNG, 2.3.16.)。

「人間は、名誉 (honor) と効用 (utilitas) を他の事態より多く与えてくれる社会 (societas) によるこんで参加する。それは、誰も自らの便益 (commoda) を自然的に愛することを避けられないからである。……この自己愛 (amor) によって社会の調和が乱されていないなら、このことは、決して人間の社会的本性に反していない。自然は、自分自身に対する配慮を怠るほど社会的たることを要求しないからである。社会性 (socialitas) が人々によって尊重されるのは、多くの人々の間での援助 (auxilium) と財 (bona) の相互交換によって、われわれの善 (bona) をよりいっそう適切に図ることができからである。」 (JNG, 2.3.18.)

プーフエンドルフの社会性とは、相互的な慈善行為の履行を意味するというより、むしろ、市場における財とサーヴィスの活発な交換を通して、人々が自らの物質的厚生を改善していくような状況を指しているのである。プーフエンドルフによれば、職業 (ars) の誠実な遂行に努めないのは自然法に反するし (JNG, 3.3.2.)、また、自然法は社会性と平和の維持のために、人々に契約 (pacta) を積極的に取り結ぶことを命じているが (JNG, 3.4.1.)、このことも、右のような彼の市場志向的な「社会性」概念に照らして理解されなければならないであろう。市場の秩序を乱さないかぎり、「自己利益の追求」は社会性と十分に両立しうるのである。

このように、プーフエンドルフは、ホッブズに倣い自己保存への強い傾向を人間的自然の基本としつつも、この自己保存の達成のためにこそ、「社会的生活」が自然法によって命ぜられると考えた。この自然法の内容は「健全な理性」による「人間的自然」の観察から容易に発見されうると主張したかぎり、プーフエンドルフは端的に価値客観主義の立場をとっているようにもみえる。しかしながら、プーフエンドルフにおいて、理性の発見した命令 (dictamen) が

「法としての拘束力」を得るには、なお、「上位者」の存在に頼らねばならなかった。すなわち、創造者かつ人類の至高の支配者たる「神」こそが、人間に自然法の遵守を義務づけると、プーフエンドルフは考えたのである (JNG, 2.3.20: [EJ], obs. 4.3)。なぜなら、自然法に背いた者に対し「神の法廷」が与える刑罰なくしては、悪への傾向を有する多くの人間にとり自然法は無力なものたらざるを得ないからである。この意味では、人類の福利を考慮する「神」の存在を指定する自然神学こそが、プーフエンドルフの自然法概念を支えていたといっても過言ではない。

とはいえ、プーフエンドルフの自然法体系において、法の概念がつねにこのように上位者と服従者という垂直的構造に拘束されたものであったかも、また問われる必要がある。

条件的自然法と「制度」

プーフエンドルフの法概念は、彼の社会像の発展段階と対応しつつ、次のように三分される。

第一に、「絶対的自然法」(*leges naturales absolutae*)。これは、すべての人間をいかなる状態 (*status*) においても拘束し、人々により導入・形成された制度 (*institutum*) を前提としない自然法である。「他者の生命、身体、貞節、自由に損害を与えてはならない」というような規範が、例としてあげられる。第二に、「条件的自然法」(*leges naturales hypotheticae*)、すなわち、人々の「合意」(*conventio, pactum*) が自然状態に導入した「制度」を前提として、初めて生ずる法規範である。第三に、「国法」(*leges civiles positivae*)、すなわち、国家における最高権力者の意思によって当該国家の福祉のために発せられる法律であり、多くの自然法の内容をもカバーする。

このうち、「絶対的自然法」の遵守を義務づけるのは、人間に社会的生活を送ることを命ずる「神」であることは疑いない。また、国の最高権力を立法者とする「国法」が、最高権力と服従者たちという二元構造をふまえたものである

ことも争えない。プーフェンドルフ自身の「法の定義」への適合性が問題となるのは、人々の合意により形成された制度を前提とする「条件的自然法」である。プーフェンドルフは、この「制度」を代表するものとして、言語 (sermo)、私的所有 (dominium & proprietas)、貨幣 (numus)、人的支配 (imperium humanum) (奴隷制、政府など) をあげる (JNG, 2.3.24; OHC, 1.9.22.)。以下、これらの制度について、逐次説明を加えていくことにする。

まず「言語」の生成について、プーフェンドルフは次のように考える。もし、われわれが日々当然の所与として用いている「ことば」に、一定の事物を指示する力、その受け手に一定の観念を喚起する力が備わっているとすれば、それは、自然なものとして、あるいは何らかの必然的關係によって「ことば」に内在するのではなく、同一の言語を用いる人々相互の暗黙ないし明示の「合意」によって、ことばに「賦課」(imponere)されたのである。ある記号が一同体になかでつねに同一の「もの」を指示しようとすれば、それは、その記号にそのような機能を与える、人々の「合意」によって初めて可能となるのである。このように考えないかぎり、各々の言語により異なる多様な「ことば」が、なぜ、同じ「もの」を指示しうるのか、説明できないであろう (JNG, 4.1.4-5.)。言語は、その構成要素たる「ことば」がその根拠と意味を人為的な「合意」というものに負っているかぎりにおいて、「自然な」ものではなく、むしろ、人為的な「制度」とみなされるべきなのである。このような制度の存在を前提として、「他者に損害を与えるための嘘をついてはならない」という規範が生ずることになる (Cf. JNG, 4.1.8.)。

次に、私的所有もまた、プーフェンドルフによれば、人間相互間の合意により初めてその効果を發揮する「制度」にほかならない。彼はいう。

「私的所有も共有も、物それ自体には物理的・内在的效果を及ぼさず、他者に対して精神的 (道德的) 効果 (effectus moralis) のみを生ぜしめるような精神的 (道德的) 性質 (qualitates morales) である。……物の私

的所有が自然に由来するのか、あるいは制度に由来するのかを問うのは、ばかげたことである。なぜなら、それが人々の賦課 (impositio) から生ずること、私的所有が物に付加されようと、物から除去されようと物の物理的実体には何の変化も生じないことは明らかだから。」(JNG, 4.4.1.)

「*ius moralis* (精神的な) という形容詞は、*physicus* (物理的な) の反対概念である。ある物が、共有物のままだろうと、A氏の所有物だろうと、B氏の所有物だろうと、その物の物理的性質にはいささかの変化もない。ある「物」が、私の所有物として他者に対し何らかの規範的效果を及ぼしうるとすれば、それは、われわれの間の「合意」によって、そのような精神的 (道徳的) 性質が物理的世界に「賦課」されたからなのである。「創世記」が伝えるように、たしかに、神は人間に、地上と動植物を自身の便宜のために使用することを許した。しかし、神のその許可は、私的所有の直接の原因ではありえない。私的所有が人間相互間において精神的效果を生ぜしめるものであるかぎり、それは、人々の暗黙のまたは明示の合意に由来する人為的制度なのである (JNG, 4.4.4.)⁽⁶⁾。

社会的生活を促進するために人間が自発的に導入したという事情は、貨幣という制度にも、同様にあてはまる。プーフェンドルフによれば、「私有財産」や「労働」は、それらが人々に利益や快をもたらすのに応じて、「通商」(commercium) すなわち財の相互交換に服する。(彼は、このような利益と快を、「通常価値」(pretium vulgare) とよぶ。) 人間相互間における原初的な通商とは、おそらく物々交換であったにちがいない。しかし、人々が素朴な生活に満足していればともかく、その物質生活を洗練させるためには、かかる「通常価値」の交換のみでは多くの不便宜が生じてくる。そこで多くの民族は、より高い生活文化を享受するに従い、すべての物と労働の価値を実質的に包含し、かつそれらの共通の尺度となりうるような「価値」(これを、プーフェンドルフは「卓出価値」(pretium eminent) とよぶ) を、合意によって、一定の種類之物に賦課したのである (JNG, 5.1.12; EJU, def. 10.3.)。これがまさに「貨幣」

であり、多くの場合、運搬に便利で、容易に摩耗しない金、銀などの金属が選ばれた。古くから、これらの金属の重量こそが、さまざまな財の価値の共通の尺度として用いられてきたが、プーフエンドルフによれば、このような機能は、決して自然的な必然性によって生じたわけではなく、人々の「合意」と「賦課」により初めて、ある種の「物」に与えられたのである (JNG, 5.1.13.)。このプーフエンドルフの貨幣論には、アリストテレスの影響がはつきりと見てとれる (たとえば、アリストテレス『政治学』1257aを参照)。

以上のごとく、「条件的自然法」の前提となる諸「制度」とは、同時に、近代の市場社会を根底から支える基本的な枠組みであり、プーフエンドルフは、これらの制度すべてを、人々の合意により人為的に創りあげられたものと考えているのである。(このような「合意」概念の重視を、以下、コンヴェンションナリズムとよぶ。)

かかるプーフエンドルフのコンヴェンションナリズムに、自然の創造者たる神は、どのようにかかわるのかも、問題となる。その前提を専ら人々の合意に負う「条件的自然法」とは、そもそも「自然法」と呼ばれるにふさわしいのだが、疑われうるからである。この点につき、プーフエンドルフはグロテイウスと同じように、次のように考えた。たとえば私的所有の導入は、たしかに、人々の合意によって設立されたものである。しかし、自然法が社会的生活の促進を命ずる以上、さまざまな技芸によって生活を改善しようとする人々が社会の平穩のために私有財産制度を導入したとしても、それは「社会性」という自然法の目的に適っている。したがって、私的所有という制度が設立されるやいなや、自然法自身が、この制度を破壊するような行為を人々に禁ずるのである (JNG, 2.3.24. et 4.4.14.)。換言すれば、神と自然法は、人間が自ら形成した「制度」とそれを前提とする「条件的自然法」とを、いわば追認するのである。このようにしてプーフエンドルフは、「上位者がその服従者に対して義務づける命令」という彼の「法」の定義を、条件的自然法についても貫こうと努めるのである。

“人為的な”自然法

以上からも明らかのように、プーフエンドルフは、近代市民社会の基本的枠組みをなす諸制度を、「物理的・自然的なるもの」に賦課された人為の所産として把握していた。彼が私的所有を「他者に対して精神的（道徳的）効果のみを生ぜしめるような精神的（道徳的）性質」（JNG, 4.4.1.）ととらえていたのは、その好例である。このように、精神的・道徳的なるもの（エンティア・モーラーリア）（*entia moralia*）は、物理的・自然的なるもの（*entia physica*）という実体（*substantia*）の上に（人間により、場合によっては神により）賦課された様態（*modus*）であるという見方は、プーフエンドルフの基本的な世界観であり（JNG, 1.1.3-5.）、「権利」（*ius*）、「義務」（*obligatio*）、「権力」（*potestas*）などの重要な法的観念もまた、このような「精神的・道徳的なるもの」の一環たる精神的（道徳的）性質（*qualitas moralis*）として説明される。⁴たとえば「権利」というカテゴリーにつき、プーフエンドルフはいう。

「権利（*ius*）は、「法律（*lex*）や判決という意味のほか」最も頻繁には、正当にそれにより、他の人格に命令したり、物を保持したりする、あるいは、その力によりあることがわれわれに負われるようにする精神的（道徳的）性質と理解されている。」（JNG, 1.1.20.）

また、「義務」については、プーフエンドルフは次のように定義する。

「義務（*obligatio*）とは、それによってある人が一定のことを履行するように、あるいは受忍するように拘束される精神的（道徳的）性質であり、そのとき、義務づけられている人に「義務」が帰属しているとわれわれは考えるのである。」（JNG, 1.6.5.）

このように、プーフエンドルフにおいては、「権利」も「義務」も一貫して、「実体」としてではなく、エンティア・モーラーリア（精神的・道徳的なるもの）という「様態」の一例としてとらえられているのである。このことは、人為

的な賦課の所産である「私的所有」については、いかなる意味をもつだろうか。プーフエンドルフはいう。

「いくつかの物が私有物となり、他のものは誰の私有物でもなく残されたとき、新たな性質がそれらの物に付加されたと考えられてはならない。むしろ、物の私的所有が導入されたとき、一定の精神的（道徳的）性質が人々の間に存在しはじめたのである。……私的所有が設立されたとき、物を処分する固有の権利が、所有者には与えられ、残りの人々には、その物を侵害しない義務が生じた。しかし、物じたいは、これらの権利や義務の客体となるに従い、ある種の外的な名称のみを得たのである。」（JNG, 1.1.16.）

すなわち、プーフエンドルフは、私的所有が人間相互間の「合意」により導入された人為的な制度であることを正面から認めることによつて、私的所有を成立せしめる「規範」や「権利・義務」観念もまた、かかる「合意」の所産にはかならないことを暗に示したのである。このことは、彼自身「条件的自然法」とよぶものの、いわば人為的性格を際立たせている。

たしかに、プーフエンドルフは、私的所有制度を生ぜしめる「合意」こそが、また、この制度を支える規範や権利・義務をも生成せしめた、と明言することを慎重に避けている。さらに、彼は、私的所有を前提とする条件的自然法につき、人々の合意による私有制度の導入のちに、自然法が、その制度の目的に資する行為を命ずる、というかたちで、当の制度を形成した人間に対する「上位者」をなお想定しようと試みていることもすでにみた。しかしながら、以上述べたところからうかがわれるように、人為的な「制度」を前提とする（というより、根底から支える）「規範」や「権利・義務」は、自然状態における平等な諸個人の「合意の所産」にほかならないと、プーフエンドルフは実質上認めていたのである。換言すれば、彼のいう条件的自然法は、厳密には「人為の法」と呼ばれるべきものであって、彼の「法」の定義にみられる垂直的構造に整合するか、きわめて微妙な概念なのである。

自然法体系の意義

しばしばプーフエンドルフの法理論が一義的な性格づけを許さないようにみえるのは、一つには、きわめて多様な知的遺産が彼の思想のなかに流れ込んでいるためである。

ホッブズやヴァイゲルからの経験論や合理主義のインパクトは周知のことであるし、また、人文主義を介してのストア哲学が、とりわけプーフエンドルフの人間観の形成に果たした役割も大きいとみなければならぬ。

さらに、ルターのアリストテレス批判にもかかわらず、アリストテレス主義スコラ学が広く普及していた一七世紀のプロテスタント神学の状況を鑑みれば、ルター派の教育環境のなかに育ったプーフエンドルフに対するプロテスタント・スコラ学の影響は拭いがたかった。たとえば、アリストテレスの貨幣論やトマス⁵の所有論を参照すれば、彼らがプーフエンドルフのコンヴェンションナリズムをある程度先取りしていることは見逃せないし、プーフエンドルフの「社会性」概念へのアリストテレス・トマスの目的論の影響も、しばしば指摘されるところである。

しかし、このような事情は、プーフエンドルフの自然法論が過去の遺産の寄せ集めにすぎないことを意味しない。プーフエンドルフがなしたとげたとされる「自然法の体系化」が、実際には、ほとんど「条件的自然法の体系化」だったことも考え合わせると、彼の自然法思想の歴史的・理論的意義は、さしあたって次のようにまとめられよう。

第一に、私有財産への権利を、いわゆる自然権と明確に区別したことである。その際、プーフエンドルフにおいては、私的所有権は、すでに自然状態において成立するにもかかわらず、ホッブズのいうような自然権概念とは峻別されている点に注意すべきである。むしろ、ホッブズ的な自然権は、自然状態におけるその「保障の程度」の如何とは別個に、プーフエンドルフのコンヴェンションナリズムによって、その存立の可能性を論理的に否定されている。

「人間には、いかなる動植物をも自らの使用に充てる能力 (facultas) が自然的に備わっていることは、認めよう。

しかし、このような能力は、厳密には権利と呼ばれるべきでない。なぜなら、……ある人は、他者との明示のあるいは推定上の合意によって、それらの物を自ら固有のものとして獲得していないかぎり、人間相互間の自然的平等のゆえに、他者をそれらから正当に排除することができないからである。……他のすべての人が等しい権利をもつてその行使を妨げることのできる能力を、権利と名づけるのは不適切である。」(JNG, 3.5.3.)

つまり、権利とは、それに対応する「義務」を負う者の存在を不可欠とするのであって、かかる義務から論理的に独立した「権利」を語ることは無意味だと主張するのである。このような自然権概念批判は、次の第二点と合わせ、プーフエンドルフをベンサム功利主義の先駆者としてとらえる見方の有力な根拠となつて⁽⁶⁾いる。

第二に、グロテュウスにすでに現われつつあつた「自然法の世俗化」をさらに推し進めたと評価できることである。すでに述べてきたところからもみてとれるように、プーフエンドルフの自然法論を無条件に世俗的と評することは必ずしも正確ではないが、彼のいう「制度」が、私的所有を初めとして、人間相互間の平和の維持に資するというその「効用」(utilitas)のゆえに導入されたという、そのいわば功利主義的性格は(JNG, 4.4.7.)、彼のコンヴェンションリズムとともに、プーフエンドルフの法理論の世俗的性格を象徴するものでもある。すなわち、条件的自然法的前提となる諸制度の成立の根拠を、神の手から奪い、人々の「合意」に与えたことで、彼は、後述する国家を含め、近代市民社会の基本的枠組みの生成過程から神学的色彩を払拭したのである。このことは同時に、世俗的生活領域へ介入する権限・根拠を、カトリック教会勢力から剥奪することをも意味していた。これは、裏からみれば、(プーフエンドルフ自身が仕える)プロテスタント国家の君主権力の擁護にほかならない。⁽⁷⁾

第三点は、プーフエンドルフの所有権思想にかかわる。プーフエンドルフは、近代資本主義社会の基礎をなす私有財産制度の生成と機能を肯定的に描いているにもかかわらず、そのコンヴェンションリズムのゆえに、所有権を「物に対

する・人間の私的な関係」としてではなく、一貫して「人間相互間の社会的・公共的關係」として把握することができたのである。このような理解は、彼が私的所有を、人々の合意により生ぜしめられた「精神的性質」としてとらえたからこそ可能であった。その結果、私法上の法律關係を對物的關係と對人的關係とに、すなわち全くの私的契機（所有權）と社会的契機（契約）とに分断するという、近代市民法特有の二元論が有するイデオロギー的性格（たとえば「神聖不可侵の所有權」を考へよ）⁽⁸⁾を、プーフエンドルフは図らずも明らかにしているともいえるのである。

第四に、近代市民社会を支えるものが、（自らの労働を含めた）私有財産の自由な交換であることは論をまたないが、かかる通商の安全を保障するのが「条件的自然法」にほかならないと解される以上、プーフエンドルフのなしたげた「自然法の体系化」とは、実は、次のような二面性をもっていると考えられる。すなわち、西欧近代が公共的・人為的な選択によって創りあげた市場社会を、⁽⁹⁾「自然法」という觀念で普遍的に正当化しようと試みつつ、他面、このような近代以来の市場社会がひつきよう人間自らが選びとつた諸「制度」の重疊的構築物にほかならないということを、われわれに告げてもいるのである。

国家論

最後に、「人的支配」という「制度」の最高段階としての国家（政府）の形成を、プーフエンドルフがどのように描いたかに、簡単に論及しておく。

私的所有や貨幣という諸制度が導入されたのちも、自然状態は、絶対的自然法と条件的自然法が（自然的に平等な）人間を拘束する、基本的に「平和な状態」である。そこにおいて、人々は、家族という共同体を中心として、自由な通商に従事しうる。しかしながら、多くの人間が野心や欲望といった悪徳から免れ得ず、かつ、自然法の違反行為に対し

ては「神の法廷」における刑罰しか課せられない以上、かかる自然状態の秩序と安全は不安定なものたらざるを得ない。そこで、自然法の違背に対し厳格かつ確実な刑罰を課することにより人々の安全と福祉を図る国家（政府）という「制度」が、人間相互間の合意により導入されるのである。

この国家設立のプロセスを、プーフエンドルフは厳密に三段階に分けて論じている。まず第一段階として、人々は、各人が互いに「第一の合意」(pactum primum) を結ぶことにより、一つの結合体 (coetus) へと集合し、共通の会議 (consilium) と指揮 (ductus) により、彼らの福祉と安全を考慮することを約する (JNG, 7.2.7)。こうして成立した「結合体」は、すでに「民主政の」ときもの」という形を得ているといつてよい。ここでは、結合している各人が、共通の利益に資すると自らが思うことについて、自由に提案することができるからである (JNG, 7.5.6)。この第一の合意に次いで、この結合体がいかなる統治形態を採用すべきかについて、すなわち、君主政、貴族政、民主政のいずれが導入されるべきかについて、「多数決」により「決定」(decretum) が下される。第三段階として、結合体の統治を司る個人ないし団体（つまり、特定の君主、貴族、人民のいずれか）が定められる「第二の合意」(pactum alterum) が結ばれ、この合意によって、彼らは「共通の安全・福祉の管理」へ、その他の者は彼らに対する「服従」へとそれぞれ義務づけられることになる。これにより「意思の結合」が達せられ、一つの人格 (persona morais) たる国家が完成するわけである (JNG, 7.2.8)。民主政の場合、この「第二の合意」の締結は不可能であるようにみえるかもしれないが、服従を約する「市民の集合」(singuli cives) と、統治へ義務づけられる「会議」たる「人民」(populus) とは、具体的な範囲において重複しようとも、別個の「人格」なのであって、それらの間で「合意」が結ばれることには何の妨げもない (ibid.)。この合意により「最高権力」を得るのは、あくまでも「人民」であって、「市民の集合」ではないのである。国家の設立にあたって、自然状態にある個人相互の合意しか認めないホッブズと異なり、「合意」を二段

階に分ち、のちの服従者となる「結合体」そのものと「統治主体」との合意も必要だと考えたプーフエンドルフの契約論は、いかなる論理的帰結を伴うものなのか。それは、端的にいえば、統治者の側がこの「合意」によって義務づけられた「共通の福祉の管理」に著しく背いた場合には、必然的に、他方当事者は「服従」という義務から解放されざるを得ないということである。かかる帰結は、いかにプーフエンドルフが君主権力の安定化に努めていようと、不可避免であるように思われる。国家の設立にあたって、このように明確な双務性を備えた契約を介在させることによって、プーフエンドルフはグロティウスとともに、ロックにおいて顕在化した抵抗権論をたしかに準備していたといえよう。

三 終わりに

「自然法と万民法」における、法律学そのものの体系化への確固たる意欲や、「私法論」と「公法論」という截然たる区分からして、グロティウスには未だみられなかったものであって、それらは、のちの法典編纂事業に多大な影響を及ぼしている。そもそも、プーフエンドルフによる「(条件的)自然法の体系化」は同時に、近代君主政国家における「実定法(国法)の体系化」を意図するものでもあったのである。ルター派の伝統に沿ってプーフエンドルフが(墮落した)人間の「微力性」(*impbecillitas*)を自らの法理論の出発点とする以上、プーフエンドルフの自然法論は、完全な社会秩序を現世において実現することではなく、むしろ(無秩序)の防止を目的とせざるをえなかった。その意味でも、プーフエンドルフの自然法論の内実は、実定法に接近していたのである。¹⁰⁾

換言すれば、プーフエンドルフの条件的自然法とは、商業社会における自由な交換経済を平和裡に規制するための実定法として意図されている。そして、彼の自然法体系における「諸制度」は、かかる市場経済の(支柱)として機能す

ることを期待されているのである。

トマジウス、ヴォルフらによる自然法論の継承・発展を通して、プーフエンドルフが一八世紀以降のドイツにおける法典編纂に与えた意義・影響については、しばしば論じられているが、『自然法と万民法』と『人および市民の義務』が、(とくにバルベイラックによる仏語訳を通して)近代政治哲学の形成に果たした寄与も、決して見逃すことができない。たとえばロックは、自らの著作のなかで何度かプーフエンドルフの『自然法と万民法』や『人および市民の義務』の読書を推奨していることからわかるように、その政治理論の枠組みの多くをプーフエンドルフに負っている。ロックの自然状態論は、すでに言及したプーフエンドルフのそれをほとんど(所有権論を例外として)受け継いだものであるし、その社会契約論に関しても、グロテウスやプーフエンドルフが双務的な「合意」により統治者と服従者双方に公法上の義務を課したのに対し、ロックはこの「合意」をイギリス法上の観念「信託」に置き換え、人民の服従義務の存在を曖昧にすることで、抵抗権・革命権の行使への道をより平坦にしたのである。

また、ヒュームにいたっては、『人間本性論』第三巻において、ここでもとりあげた四つの「制度」すべてについて、忠実にプーフエンドルフのコンヴェンションナリズムを継承しているのである。⁽¹²⁾

さらに、ルソーの政治思想に対してプーフエンドルフの国家論が与えた影響については、すでにドラテが詳細に論じている。注目すべき例を二つだけあげれば、第一に、本来すべての人間は「平等の自由」をもっているのだから、人々の「合意」なしには彼らを服従へと義務づけることはできないというルソーの個人主義的前提を、プーフエンドルフは完全に先取りしているし(JNG, 3.2.8)。(第二に、市民社会における「人民」と「市民の集合」を概念上明確に区別することによって、ルソーのいう社会契約を結ぶ「主権者としての個人」と「臣民としての個人」という二当事者の想定に対して、多大なインスピレーションを与えたといえよう。⁽¹³⁾

人間本性たる「自己愛」と神に賦与された自由意思 (JNG, 1.4.1; OHC, 1.1.2.) とにもとづき、公共的な「合意」を積み重ねて次々と近代的な諸制度を創造していくプーフエンドルフの諸個人は、いかなる人間像を想定したものであったのだろうか。市場社会の構築にあたって、自然人たちの「理性」よりも、集合的な「意思」こそが重視されていることには、いったいいかなる意味が込められていたのか。今日から振り返れば、それは、現状の法体制・政治体制に付き従う一方で、なお、自らの「利益」「効用」を追い求めることに専心する、近代の「経済人」の主観的条件を、政治哲学の舞台において提示するものだったのである。ここでは、もはや「理性」の守備範囲は、「合意」の「損益勘定」、すなわち「効用の計算」へと限定されてしまっている。プーフエンドルフの神が、人間が他の被造物を利用して生活することを「意思」(velle) したり (JNG, 4.3.2.)、人間の合意が創造した私有財産制度の保全へと人間自身を「拘束」したりする際には (JNG, 2.3.20. et 4.4.14.)、あたかも、市場経済を支持する近代人の意思そのものが、神の意思へと投影されているようにさえみえる。

プーフエンドルフの自然法体系には、そののち相次いで誕生した近代の政治思想・法思想において開花する数多くの要素が胚胎していたといえよう。本稿が紹介しえたのも、おそらくそのごく一部にすぎない。この意味で、プーフエンドルフもまた、他の偉大な思想家たちと同じく、古典古代から近世に至る諸思潮が流れ込み、かつ、そこから数多の理論的・実地的な社会科学上の成果が流れ出でる、巨大な湖の一つに喩えることが充分に可能なのである。

〈注〉

- (1) プーフエンドルフの生涯については、以下を参考せよ。Krieger, L., *The Politics of Discretion*, (The Univ. of Chicago Press, 1965), ch. 1; Wolf, E., *Grosse Rechtsdenker*, (J. C. B. Mohr, 1964¹), Kap. 9.
- (2) Vgl. Denzer, H., *Moralphilosophie und Naturrecht bei Samuel Pufendorf*, (C. H. Beck, 1972), S. 8.
- (3) より詳しくは、参照「拙稿」私的所有の道德的根拠——労働所有論とロンヴェンションリズム——、「一橋研究」一五卷二号（一九九〇年）、三三三頁以下。
- (4) 参照「拙稿」プーフエンドルフのエントニア・モラーリア理論」【法哲学年報一九九一】（有斐閣、一九九二年）、一七〇頁以下。
- (5) Vgl. Denzer, a. a. O., S. 69; Laurent, P., *Pufendorf et la loi naturelle*, (J. Vrin, 1982), pp. 118-23.
- (6) Cf. Tuck, R., *Natural Rights Theories*, (Cambridge U. P., 1979), pp. 159-61. 参考「プーフエンドルフは市場における私有財産権の機能を軽視していたわけでは全くない」。
- (7) Cf. Derathé, R., *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, (P. U. F., 1960), pp. 41-46. 西嶋訳「ルノーとその時代の政治学」（九州大学出版会、一九八六年）、三一一-三三六頁。
- (8) Cf. Kelsen, H., *Reine Rechtslehre*, 1. Aufl., (Scientia, 1985), §§19-22. 横田訳「純粹法学」（岩波書店、一九三五年）、七〇-七十七頁。Id., *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl., (Franz Deuticke, 1960), §33. 川島武宜「新版 所有権法の理論」（岩波書店、一九八七年）、第二章。
- (9) Cf. Derathé, *op. cit.*, pp. 36-37. 邦訳二九頁。
- (10) Wolf, a. a. O., S. 324.
- (11) たとえば、古典的なものとして、ヴィーアッカー（鈴木訳）『近世私法史』（創文社、一九六一年）、三六六頁以下。最近の邦語文献での成果として、篠津安恕「失われた契約理論」（昭和堂、一九九八年）。
- (12) 参照「拙稿」「ビュームにおけるコンヴェンションの観念」【一橋研究】一三卷二号（一九八八年）、二二頁以下。
- (13) Cf. Derathé, *op. cit.*, pp. 128-30, 223-25. 邦訳一一七-一八、二〇七-〇九頁。

〈文献〉

- 一 プーフエンドルフの主要著作
 プーフエンドルフの著作の引用および参照箇所は、本文中に、以下の略号に続けて巻、章、節の順に (EJU) にて記す。または「考察」節の順に) 表示する。
 または「考察」節の順に) 表示する。
- EJU: *Elementorum Jurisprudentiae Universalis*, Hague, 1660.
 JNG: *De Jure Naturae et Gentium*, Lund, 1672.
 OHC: *De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem*, Lund, 1673.
 (『オヘカ』 The Classics of International Law (Carnegie Endowment) にてこの語版と英訳版を参照せよ。現在、
 Akademie での Gesammlie Werke にも『オヘカ』あり。)
- De Statu Imperii Germanici*, Genf, 1667. (『オヘカ』文庫に、H. Denzer による独語訳を参照せよ。)
- Einleitung zur Historie der vornehmsten Reiche und Staaten, so itziger Zeit in Europa sich befinden*, Frankfurt, 1682-85.
- Eris Scandinica*, Frankfurt, 1686.
- De habitu religionis Christianae ad vitam civilem*, 1687, (facsimile edition, Frommann, 1972).
- De rebus gestis Friderici Wilhelmi Magni Electoris Brandenburgici Commentariorum*, Berlin, 1695.
- De rebus a Carolo Gustavo Sueciae Rege gestis Commentariorum*, Nürnberg, 1696.
- Kleine Vorträge und Schriften: Texte zu Geschichte, Pädagogik, Philosophie, Kirche und Völkerrecht*, Döring, D. (hrsg.), Klostermann, 1995.
- 二 プーフエンドルフに関する邦語文献
 和田小次郎『近代自然法学の発展』有斐閣、一九五一年。
 小笠原弘親「プーフエンドルフの契約理論」飯坂良明・田中浩・藤原保信編『社会契約説』所収、新評論、一九七七年。
 小林公「近世自然法論」碧海純一『法哲学概論』所収、弘文堂、一九八九年。

前田俊文「プーフエンドルフ——自然法国家理論の基本構造」田中浩編『現代世界と国民国家の将来』所収、御茶の水書房、一九九〇年。

前田俊文「プーフエンドルフとライプニッツ」『二橋論叢』一〇五巻二号、一九九一年。

前田俊文「プーフエンドルフの思想的地位づけに関する一考察」『久留米大学法学』三〇号、一九九七年。

桜井徹「プーフエンドルフのエンティヤ・モラーリア理論」『法哲学年報一九九二』所収、有斐閣、一九九二年。

篠津安恕「失われた契約理論——プーフエンドルフ・ルソー・ヘーゲル・ボワソナード」昭和堂、一九九八年。

三 諸外国の研究文献

Derathé, R., *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, P. U. F., 1950. 西嶋法友訳『ルソーとその時代の政治学』九州大学出版会、一九八六年。

Welzel, H., *Die Naturrechtslehre Samuel Pufendorfs*, de Gruyter, 1958.

Wolf, E., *Grosse Rechtsdenker*, J. C. B. Mohr, 1964⁴.

Krieger, L., *The Politics of Discretion: Pufendorf and The Acceptance of Natural Law*, The Univ. of Chicago Press, 1965.

Denzer, H., *Moralphilosophie und Naturrecht bei Samuel Pufendorf*, C. H. Beck, 1972.

Tuck, R., *Natural Rights Theories*, Cambridge U. P., 1979.

Laurent, P., *Pufendorf et la loi naturelle*, J. Vrin, 1982.

Möder, K. (ed.), *Samuel von Pufendorf 1692-1982: Ett rättshistoriskt symposium i Lund 15-16 januari 1982*, Nordiska, 1986.

Stollens, M. (hrsg.), *Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert*, A. Metzner, 1987.

Zurbuchen, S., *Naturrecht und Natürliche Religion: Zur Geschichte des Toleranzbegriffs von Samuel Pufendorf bis Jean-Jacques Rousseau*, Königshausen & Neumann, 1991.

Buckle, S., *Natural Law and the Theory of Property: Grotius to Humé*, Clarendon Press, 1991.

Döring, D., *Pufendorf-Studien*, Duncker & Humblot, 1991.

Goyard-Fabre, S., *Pufendorf et le droit naturel*, P. U. F., 1994.

Behme, T., *Samuel von Pufendorf: Naturrecht und Staat*, Vandenhoeck & Ruprecht, 1995.

Geyer, B. & Goerlich, H. (Hrsg.), *Samuel Pufendorf und seine Wirkungen bis auf die heutige Zeit*, Nomos, 1986.

Palladini, F. & Hartung, G. (Hrsg.), *Samuel Pufendorf und die europäische Frühaufklärung*, Akademie, 1996.

〈付記〉

本稿はもともと、勝田有恒編『近世ヨーロッパの法学者たち』中の一章「サムエル・プーフェンドルフ」として、一九九二年夏に脱稿したものであったが、予想以上に同書の出版が遅れているので、ひとまずこのような形で公表させていただくことにした。

一九八九年がプーフェンドルフ没後三〇〇年にあたったこともあり、とくにドイツにおける最近のプーフェンドルフ研究の進展には目を瞠るものがあるが、現在のところ、改めて関連文献を渉獵して改稿するだけの時間を得ることができないので、若干の加筆修正を施すにとどめざるを得なかった。なお、本稿は旧稿「プーフェンドルフのエンテニア・モラーリア理論」と重複する部分があるものの、両者は互いに補完的な関係にある。合わせてご参照いただければ幸いである。